

賃金向上推進支援金支給に関するQ&A

(R7.4.1)

質問内容	回 答
Q1 対象となる企業規模は中小、小規模事業者だけですか。	A1 本事業では、“中小企業等”を「中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する者及びその他これに準ずる団体」と定義し、中小企業、小規模事業者を対象としておりますので、大企業は対象となりません。(社会福祉法人は除く)
Q2 厚生労働省の「キャリアアップ助成金」を活用します。 県の支援金も申請できますか。	A2 「社会保険適用時処遇改善コース」との併給はできません。 その他のコースについては、労働局へお問合せください。
Q3 厚生労働省の「業務改善助成金」を活用します。 県の支援金も申請できますか。	A3 「業務改善助成金」との併給はできません。
Q4 女性非正規雇用労働者を正社員に転換し、50円以上賃金を引き上げました。正社員化コース、賃金アップコースの両コースの申請はできますか。	A4 賃金アップコースは、雇用形態が「非正規のまま」賃金アップした場合を対象としております。 正社員に転換した場合は正社員化コースをご利用ください。
Q5 令和7年4月1日に正社員化または賃金アップした場合、賃金の比較は令和7年3月分との比較で良いのですか。	A5 正社員転換または増額改定を行った日の前後1か月の給与支給額で比較しますので、令和7年4月1日に正社員化または賃金アップした場合は、その前後の令和7年3月分と4月分を比較することになります。
Q6 時間帯や曜日によって時給が異なる場合、様式第2号はどのように作成するのですか。	A6 異なる時給が適用される場合は、異なる時給ごとにそれぞれ作成ください。全ての時間帯や曜日で50円以上増額してある必要がありますので、御留意ください。
Q7 月給制の場合、月の労働時間はどのように考えれば良いのでしょうか。	A7 賃金が月給制となっている場合は、月の平均所定労働時間(年間所定労働時間÷12月)を算出してください。 ※日給制の場合は実労働時間で算出してください。
Q8 賃金アップコースで「時給50円以上増額」とありますが、2回に分けて(二段階で)行ったものは対象になりますか。	A8 賃金の引上げは、1回当たりの改定で50円以上上げた場合を対象とします。 「賃金増額確認書(様式第2号)」において、増額改定を行った日の前後1か月分の給与支給額で比較し、時給50円以上引き上がっていれば対象となります。
Q9 月給制で賃金を支給しています。賃金の時間額に1円未満の端数が出ますが、賃金の引上げ額はどのように扱われますか。	A9 1時間当たりの額に1円未満の端数が出る場合についても、その賃金額を基準に50円以上引き上げれば対象となります。 例えば、時給980円50銭を1,030円50銭以上に引き上げていれば認められます。

質問内容	回 答
Q10 賃金アップコースを検討しています。 4月分給与から引上げを考えていますが、締め日が20日となっており、実質3月21日から引上がっています。申請の対象期間と考えて良いのでしょうか。	A10 雇用変更通知(労働条件変更通知等)が、「4月1日以降」に発出されているか、4月1日を含む賃金算定基礎期間から増額改定されていれば対象とします。 この場合、時給単価の比較は2月21日から3月20日までの給与(3月分給与)との比較となります。
Q11 正社員化コースを検討しています。 賃金は何%引き上がっていれば申請可能ですか。	A11 正社員に転換する前と比較して、時給単価が引き上がっていれば申請可能です。引上げ率は問いません。
Q12 賃金を引き上げとありますが、その中に「手当」は含まれますか。	A12 基本的には「基本給」の引上げが対象ですが、手当の内容により含まれると判断される場合もあります。 国の財源(交付金)等を活用した一時的な手当は基本給には含みません。
Q13 パートの方を正社員として雇用しました。通常の労働者の1週間の所定労働時間よりも短い短時間正社員ですが対象になりますか。	A13 給与や待遇などフルタイム正社員と同等で期間の定めのない労働契約を締結していれば、1週間の労働時間においてフルタイム正社員より短い短時間正社員でも対象となります。
Q14 本社が山形県内にあり、勤務する事業所が他県になります。対象になりますか。	A14 対象になりません。 県内事業所に勤務することが条件になります。
Q15 複数の事業を行っている場合、業種の欄には何を記載すればよいですか。	A15 1つの事業所において複数の経済活動を行っている場合は、主要な活動(例えば、利益や売上高などの最も大きいもの)を記載してください。
Q16 モノを製造して販売している場合、どこに分類されますか。	A16 例を参考としてください。 例1:製造して、事業者に卸している場合→製造業 例2:製造して、店舗を介さず通信販売等により直接消費者に販売している場合→製造業 例3:製造して、製造と同じ場所にある販売施設によってその場で消費者に販売している場合→小売業
Q17 押印は必要でしょうか。	A17 申請書、誓約書ともに押印は必要ありません。 ただし、様式第1号の「8 申請担当者」の欄の氏名は、姓・名(フルネーム)をご記入ください。
Q18 申請書等の提出方法は。	A18 提出方法は、県(雇用・産業人材育成課 働く女性賃サポート室)に直接お持ちいただくほか、郵送での申請が可能です。 ＜担当窓口＞ 〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8番1号 山形県産業労働部雇用・産業人材育成課 働く女性サポート室 (賃金アップコース)TEL:023-630-2439 (正社員化コース)TEL:023-630-3245 (共通)FAX:023-630-2376